

令和4度11月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 令和4年11月2日（水）午前11時00分～12時00分

場所 市役所2階 第1委員会室

出席 市政記者クラブ10社 12名

会見内容

1. 話題提供（2項目）

（はじめに）新型コロナワクチン接種について

- 新型コロナワクチン接種につきまして、10月31日より2回目の接種を完了した12歳以上で前回の接種から3か月を経過した方を対象に、オミクロン株対応2価ワクチンと従来株とBA.4-5対応型の接種を開始したところです。
- また、同じく10月31日から生後6か月から4歳の小児を対象にした乳幼児用のワクチン接種の予約受付を始めており、11月11日（金曜日）から市立釧路総合病院で接種を開始いたします。釧路市ならびに鶴居村の小児を対象に行う予定で進めております。
- 様々な活動が復活している中、まだ新型コロナへのしっかりとした感染防止対策が必要なことから、このような体制もとりながら、感染防止への呼びかけをお願いいたします。そして改めて釧路市医師会をはじめとする市内医療関係者の皆様や保健所の皆様に御助力いただいております、改めて感謝申し上げます。

1. 「ゼロカーボンと持続可能な地域と観光シンポジウム」への出席報告とゼロカーボン（脱炭素化）への取り組みについて

- 10月29日に「ゼロカーボンと持続可能な地域と観光シンポジウム」が阿寒湖で開催され、これに出席しましたので報告します
- このシンポジウムは阿寒摩周国立公園内の阿寒湖温泉が、道内で最初、全国4番目のゼロカーボンパークに登録されたことを記念し、ゼロカーボン（脱炭素化）と持続可能な地域づくり、これからの観光をどのようにすすめていくかということ踏まえ、釧路市のほか、北海道や国の機関が主催となり、阿寒湖アイヌシアターイコロなどを会場として開催いたしました。
- 開会は阿寒湖アイヌシアターイコロにて行い、その後分科会は阿寒湖の他の会場で、

3つの分科会に分かれて開かれました。

■ このシンポジウムには観光庁から和田長官にご出席いただき、出入国在留管理庁からは菊池長官、資源エネルギー庁からは省エネルギー・新エネルギー部の井上部長のお3方に来ていただき、橋本国土交通省北海道局長、石塚北海道開発局長官、北海道運輸局長を含め、300人を超える多くの方に来ていただき開催しました。

■ 私は「ポストコロナの観光」をテーマとする第1分科会に参加させていただき、今までの自然環境を守ってきた阿寒湖の歴史的な歩みなどについてお話しさせていただき、自然を守っていく観点の中で発展を進めてきたことは、まさに「持続可能なまちづくり」であり、サステナブル（持続可能）というキーワードとも合致しますので、（自然を守りながら発展してきた阿寒湖の）歩みをお話しし、率先して進めていこうという話をいたしました。

■ このシンポジウムのまとめとしては、「持続可能な地域づくりと観光の魅力向上にむけた取り組み、地域の経済社会の活性化と発展に繋げるため努力していく」との宣言がなされて、阿寒湖温泉からスタートを決めたということです。

■ ちなみに釧路市全体の取り組みとしては、令和3年の2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っております。

■ そのような中、令和4年3月18日に道内で最初に阿寒摩周国立公園（阿寒湖温泉エリア）が脱炭素と脱プラスチックなどによるサステナブル（持続可能）な観光地づくりを目指す（環境省の）ゼロカーボンパークに登録されました。

■ 令和4年3月28日には連携協定を結びました株式会社J E P L A N（ジェプラン）（旧 日本環境設計株式会社）と今年4月から市内で生じる使用済ペットボトルを新たなペットボトルとしてリサイクルする（ボトル to ボトル）などの取り組みを釧路市ならびに管内の町村にご協力いただき進めているところです。令和4年7月には釧路湿原国立公園もゼロカーボンパークに登録されました。

■ 市全体として、このような取り組みを加速させ、環境と経済が好循環する持続可能な地域づくりを進めているところです。

2. 釧路市ふるさと納税」新規返礼品の取扱い開始について

■ 「釧路市ふるさと納税」新規返礼品の取扱い開始についてです。

■ 釧路市では、ふるさと納税の寄附額増加に向けて「釧路らしい、魅力ある返礼品づ

くり」の一環として、主力の海産物や、農畜産物などに加え、昨年度より「旅行クーポン券」や「市内ホテル宿泊券」などを順次増やしてきております。

■ 11月8日からは、絶滅の危機に瀕した猛禽類の救護・野生復帰訓練等で全国的に知られております「猛禽類医学研究所」のオリジナル返礼品と、釧路市唯一のプロスポーツチームである「ひがし北海道クレインズ」のオリジナル返礼品を返礼品に加えまして、全国に向けて、各団体が取り組む、釧路地域の特色を活かした活動内容をPRしてまいりますとともに、オリジナル返礼品の販売促進を通じた、各団体活動の側面支援にもつなげてまいりたいと考えております。

■ これらの新規返礼品のPRにつきましては、市の「ふるさと納税特設ページ」や、SNSでの情報発信、ふるさと納税申込サイト（8サイト）への掲載、各団体のホームページやSNS等での情報発信などを通じて行うこととしております。

■ 市といたしましては、このような取り組みを通じて釧路市の魅力や情報発信に更に努めながら、ふるさと納税による寄附の増加とともに、実際に釧路市を訪れる方を増やすなど、関係人口・交流人口の増加に努めてまいりたいと考えております。

2. 質疑要旨

（質問）

・ふるさと納税の新規返礼品の取り扱い開始について、各々先方から返礼品提供の申し出があって始めたものでしょうか。それとも市から提案したものでしょうか。

（自治体戦略担当部長）

・市から提案し、各団体に応えていただいたものです。

（質問）

・クレインズの、ふるさと納税の返礼品を始めることで、市長として、こんなことにながってほしいという今後の期待や展望があれば教えてください。

（市長）

・クレインズにかかるふるさと納税の返礼品を始めることにより、アイスホッケーのファンを増やしていくほか、沖縄大学のチームや釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizの澄川センター長が当時東大のアイスホッケーチームの主将として釧路に合宿に来るなど全国には根強いアイスホッケーファンがおり、アイスホッケーでの釧路の知名度は高いので、ふるさと納税を通じてクレインズを発信する機会をつくり、多くの方にバックアップしていただければという思いを持っております。

（質問）

・「猛禽類医学研究所」と「ひがし北海道クレインズ」のオリジナル返礼品につきまして、先行事例があるのでしょうか。また「猛禽類医学研究所」と「ひがし北海道クレインズ」

への寄付について、ふるさと納税の制度として、納税を行った側が用途を決められるものと、決めなくてよいものがありますが、2つの返礼品はどちらなのでしょう。寄付した金額は、全額クレインズ等に使われるのでしょうか。

(自治体戦略担当部長)

・アイスホッケーチームに関する返礼品について、前例があるかどうかは不明ですが、スポーツチームの選手と一緒に体験する返礼品の前例はあります。また、今回は一般の方のふるさと納税ですので、ふるさと納税制度に則って返礼品の売上代金の一部が各団体に渡り、各団体を支援する仕組みとなっております。

(質問)

・ふるさと納税について、今年度の売上目標額を再度確認させてください。また、現時点での寄付金額も教えてください。

(自治体戦略担当部長)

・今年度は20億円を目標にしておりました。また、現時点の寄付額は10月末時点の速報値で3億4,250万円です。ご存じのとおり、ふるさと納税は、例年11月12月と売上が伸びるものであり、年末に向けて準備をすすめ、広告等の取り組みを更に拡大していきたいと考えております。

(市長)

・今年のふるさと納税の寄付額は、前年の同月(10月)と比較し、増加している状況です。

(自治体戦略担当部長)

・具体的に4月から10月までで比較しますと、対前年比の伸び率は1.6%ですが、今年度はふるさと納税の運営事業者が変更作業により申込サイトを一時閉鎖しておりましたので、9月と10月のみで比較しますと、対前年で11.6%増加しています。

(市長)

・これからも本番にむけて、努力していきます。

(質問)

・寄付額の増加に向けて、新しく取り組んでいることはありますか。

(自治体戦略担当部長)

・運営サイトを見た方に寄付いただけるよう、より写真をわかりやすくするほか、返礼品の特長や説明が伝わるよう、写真をクリックした際に、より商品の細かい情報が伝わるよう、わかりやすい情報発信に努めています。体験型の返礼品を増やし釧路に関心を持ってもらい、今回のような、まさに釧路らしい商品を増やし、より発信力を高めていけるよう取り組んでまいります。

(質問)

・支所の廃止に関する質問です。地域の市民からは支所の開庁時間の短縮や開庁日を減らすなど運営方法を変更して支所を存続してほしいという声があります。対応や検討す

ることはできますか。

(市長)

・支所廃止にあたり、様々な議論があります。DX（デジタル・トランスフォーメーション）なども活用していくものの、ベースになるものは残さなくてはなりません。体制を維持していくには費用対効果も考えていかなければなりません。

・これまでも各団体と協議、相談させていただき、職権による手続きは宅配を利用し、マルチコピー機を設置していくなど、利便性をあげる対応策も含め示しております。現在実施中のパブリックコメントに対応策を含め示しておりますので、パブリックコメント（市民意見提出手続き）にていただいた意見を受け止めながら、判断していきます。

(質問)

・パブリックコメントが始まっており、12月定例会市議会に支所廃止の条例案を提出する方針に変わりがないと伺っております。例えば時短運営にしても存続してほしい等、パブリックコメントで意見があった場合、市では対応できないのではと考えております。パブリックコメントの内容によっては12月議会に条例案を提出しいという方針の転換もありえますか。

(市長)

・市民の意見に対し、どのような対応ができるかということだと思います。

・行政は、事務の効率化を追求するものであり、様々な新しい技術や仕組みが出てくる中で今までのやり方を見直していくのが行財政改革と考えております。支所はまさしく事務を取り扱うところです。相談業務や事務手続きは複雑であり、市役所の本庁舎におきましてもワンストップ相談を1人で行うのは難しく、ワンストップ相談は防災庁舎の建物のワンフロア全体で行っており、支所にそのようなワンストップ相談機能を持っていくのは困難です。今後は、事務を機械化し、相談業務はDX（デジタル・トランスフォーメーション）で対応をすすめるというところまで展開したいと考えております。

・市民からいただいたご意見には、どのような意味あいがあるのか、どのような対応を望んでいるのか明確化して進めていくことが大切です。

(質問)

・パブリックコメントにて寄せられた意見の内容次第では、12月定例会市議会へ支所廃止の提案を見送る可能性があるのか、または粛々とパブリックコメントの内容に関わらず支所廃止の条例提案を行うのかをお聞かせください。

(市長)

・パブリックコメントにて市民からいただいた内容に対応することは市として当然のことです。それがまさにパブリックコメントという制度です。

・今の段階では支所廃止が前提で提案してありますが、いただいた意見に対し、どのようなことができるのか、しっかり対応するのが重要と考えております。

(質問)

・対応するということは、改正する条文の内容を変更するということでしょうか。

(市長)

・いただいたご意見に、どのように対応できるかということです。感覚的に反対というご意見ですと困ってしまいます。市は対応のしようがありません。

(質問)

・過程上、支所廃止の条例案提出ありきでパブリックコメントを実施しているようにも見え、住民から誤解を生んでいるように思えるのですが、いかがでしょうか。

(市長)

・市は方針を持って、市民に示していかなければいけません。どちらにしましょうか、という曖昧な問いかけはできません。具体的な方針を示して市民からご意見をいただき、どのような対応ができるのかを想定するなど、市民との意見のやりとりが必要と考えております。

(質問)

・3月末の支所廃止が前提ではなく、しっかりと住民の声を聞いたうえで、廃止の時期を延期する可能性はありますか。

(市長)

・様々なご意見がありますので変わってくることはありえます。例えば、職権や委任状を用いた手続きがマイナンバーカードでは出来ないことなど、当初より市の想定から抜け落ちており反省点といえます。しっかりと検討していくことが必要です。

(質問)

・支所廃止のパブリックコメント実施にあたり、当初予定された開始日の直前に釧路司法書士会からの要望を受け、一旦パブリックコメントの開始を延期し、その後開始した経緯について、お聞かせください。

(市長)

・支所廃止のパブリックコメント実施にあたり、マイナンバーカードで対応できない職権や委任状を用いた手続きについて関連する各団体に話を聞き、対応策をまとめました。その後、議会にも報告し、パブリックコメントを開始する流れでございましたが、パブリックコメント開始の直前に、釧路司法書士会の中村会長から、支所廃止についてのご意見を要望書という形で提出がありました。その時、私は不在で副市長が対応しましたが、一定のご理解をいただいた上で進めてきたと思っていたところ、齟齬があり、どのような誤解があったのか確認しながら進めていく必要がありましたので、パブリックコメントの開始を遅らせ、釧路司法書士会に説明したところでした。改めて釧路司法書士会からのご意見は、市民の声や不安に耳を傾けてほしいという趣旨でしたので、パブリックコメントを実施しながら市民の声にどのように応えていくのかを重視するために、パブリックコメントを開始したという流れです。

(質問)

・一般市民からの要望書の提出があった際は、受け取るという段階で止まっており、釧路司法書士会という社会的に影響のある団体が要望した際には、パブリックコメントの開始が一時止まったように見えます。このことについて、どのようにお考えですか。

(市長)

・職権と委任状を用いた手続きがマイナンバーカードで対応できないということが、市が支所廃止の議論をスタートした段階から抜け落ちていた部分であります。その問題を解決するために、職権を有する団体にご理解をいただくことは重要であり、社会的に地位のある大きな団体からの要望だからということではありません。

(質問)

・支所廃止に関連して、委任状を用いた手続きについて、今回市が提示した対応策では解決できないと認識しておりますが、間違いないでしょうか。

(市長)

・個人の委任状による手続きについては、おっしゃるとおりです。支所内のすべての手続きの中で、職権と委任状による手続きは約4%あり、そのうち委任状による手続きは約3%あります。そのほとんどは車購入時に必要な書類です。

・従来支所で出来たことが出来なくなり、不便をおかけいたしますので、個々にマイナンバーカードで書類を取得できるマルチコピー機の配置などのご要望をいただいておりますので対応していきます。個人が委任状を用いて、他人に手続きを依頼する件数は多くないと伺っており、世帯が同じご家族であればまとめて世帯で書類を入手できる可能性もあります。100%の完全対応ではありませんが一定程度解決できると考えてます。

(質問)

・釧路司法書士会からの要望書によると、今後相続登記の義務化による法律改正により相続にかかる手続きの件数が増え、その書類の取得はマルチコピー機では対応できないと認識しておりますが、いかがですか。

(市長)

・法律の改正は、もう少し先のお話しですが、職権で取得する団体は、まず市に登録いただき、申請があればその書類をお届けする仕組みでの対応も考えております。法律が改正された後、個人でも手続きを行うことができますが、ほとんどが釧路司法書士会のような職権がある団体が行うことが多いです。

(質問)

・子育て中で家を空けられずに両親に手続きを頼む方や、相続に関しても高齢の方が司法書士に頼まずに自分で書類を取りに行くことも少ない件数とはいえあると思います。市民に不便をかけることについて、どのようにお考えですか。

(市長)

・個々が取得する書類の手続きに関しては、マイナンバーカードの普及にもよりますが、コンビニや店舗、今後検討していくコミュニティ施設(コア3館)にマルチコピー機を

配置することで対応できると思います。マルチコピー機を置く店舗数も充実させていきたいです。

・また操作の観点では、店舗では慣れるまでに時間がかかるかもしれませんが、コア3館で教えることもできます。マイナンバーカードが普及すれば、このように解決方法があります。

(質問) 道新

・マイナンバーカードを所持していても、相続関係の手続きで取得できない書類があるのではないのでしょうか。釧路市役所本庁に行かなければならない不便さに対し、市長はどのようにお考えですか。担当課からは1割の手続きが、マルチコピー機ではできないと伺っております。

(市長)

・除籍関係の手続きなど、対応できないものがあることは承知しています。しかしながら、取り扱い量は少ないと認識しています。

(質問)

・一定の方に一定の不便をかけるのはやむえないというお考えと思いますが、支所廃止はどうして必要なのかという点を、市長からお聞きしたいです。

(市長)

・基本的に市役所の事務は、より効率的に行うことが求められていると考えます。行財政改革というのは、単に人手を減らすことではないはずで、技術も日進月歩で進んでおりますから、DX(デジタル・トランスフォーメーション)などを活用し、事務の効率化を進め、地域の中で市民生活の充実を図ることが重要です。昔のまま変わらずいることが、果たして本当に市民のためになるのかを考え、事務手順も見直ししながら進めていくことが重要と考え、その一環として、支所の在り方の見直しがあります。そこを丁寧に説明し、ご理解をいただこうと思っております。まずは今パブリックコメントでいただいたご意見に対し、どういった対応ができるかを示していきながら、進めてまいります。

(質問)

・昨年の12月から支所の在り方について見直しの話が出てから、マイナスの面が強調され、市民から大きな反響が出ているように見受けられます。逆に廃止することにより、支所にかけていた予算を、子育てのほか、別な政策に使っていくという考えはありますか。

(市長)

・勿論考えております。まずは必要なことをしっかりやるのが先決です。その中でも経済の活性化や子育て環境を充実させることは必要不可欠です。

・子育て施策に関しても、常に他都市と比較しながら劣らない内容していくのは、政策ではなく当たり前のこととして対応していきます。

(質問)

・支所廃止によって、年間どのぐらいの費用を削減できるのでしょうか。

(市長)

・予算にして、年間約8,500万円です。

(質問)

・津波防災に関して、市のハザードマップが、Webも、紙のハザードマップも、津波基準水位が変わる前の古いものであり、緊急避難場所も更新されてますが、市民からは最新の避難場所がリアルタイムでわからないという意見をいただいております。早く更新するなど考えられている対応はありますか。

(防災危機管理監)

・現状のハザードマップは、平成24年に北海道が発表した津波浸水想定を基準にしており、現状113施設が避難場所となっております。この度、新しい津波浸水想定が発表になりましたが、平成24年の時よりも基準水位が下がっておりますので、現状の津波避難場所に避難できる状況になっております。加えて、避難場所の見直し作業も行っている最中であり、その箇所が今70箇所を超えております。地権者や施設管理者との整理がつき、指定することができて一定数の数になりましたら更新したいと考えております。

(市長)

・例えば、星が浦などの避難困難地域におきましても、津波基準水位が下がったことにより、新たに避難施設として使える施設も出てきております。ただし民間の建物ですので了承が必要です。あわせて今までは冬期間に避難所からの徒歩避難可能範囲を半径1kmから半径600mに変更になりましたので、見直しを行っております。全ての作業が終了するまで、紙のハザードマップの更新は難しいですが、完成版でないものをWeb上で示すことが好ましいのか否かという問題もありますので、市民への示し方について考えていかなければいけないと思います。

(質問)

・今現在、新しいハザードマップの完成時期を示すことは難しいですか。

(市長)

・難しいです。背景として、星が浦と大楽毛南エリアの避難困難地域の解消へに向けた提案を行っているところであり、その点を解決しなければなりません。

・新しいハザードマップの完成時期については、公共施設との兼ね合いもあり毎年避難施設が増えてくる可能性もあります。例えば、1万人の避難対象者に対し、1万人を収容できる避難施設があれば良いという話ではありません。1万2千人、1万3千人と、より収容人数を増やす努力をしていかなければなりません。新たな民間の施設の指定や、屋上の活用なども想定できますので、いつ時点のものを完成版とするのかと考えると、どのような示し方が適切なのか、防災会議等でも議論し、相談しなければならないと考

えております。

(質問)

・しかし現在、逐一情報が更新される中で、最新の避難所がどこなのか市民がわかる方法がありません。代替えとして、例えばホームページに掲載するなど、市民にも現状どこまで進んでいるのを示すようなお考えはありますか。

(市長)

・さきほど申し上げましたとおり、今の段階では現状113箇所避難場所があり、星が浦と大楽毛の避難困難地域において避難箇所を増やしている最中であり、あわせて徒歩避難可能範囲のチェックをしており、どのような示し方ができるのか検討が必要です。今はそのような状況であり、ハザードマップの完成の目途は示しづらいです。

(質問)

・避難施設一覧のリストをホームページに掲載することも難しいでしょうか。市民には、どこの施設が避難場所として追加されたのかを知る術がありません。

(市長)

・避難場所113のリストは、市ホームページに掲載されてます。ただし避難場所の追加情報に関しましては、施設所有者との調整があり、まだ公表できないところもあります。相手のある話ですので、逐一情報を公開していくには、どのようなやり方が良いか検討が必要です。

(防災危機管理監)

・補足ですが、同じ地域にある2施設のうち、片方が避難施設について了承され、もう片方が交渉中という時に、了承された方が先に公表されると交渉中の施設が心理的に追い込まれることもありますので、交渉中の施設にも配慮して公表できていないという側面もあります。

(質問)

・避難施設が113箇所というのは、いつの時点の情報でしょうか。

(防災危機管理監)

・113箇所の避難施設自体は直近の状況ですが、基準水位は平成24年のものです。
・ただし、北海道から出されました新しい津波浸水想定および基準数値は、平成24年度より下回ってますので、その113箇所の施設には確実に避難することができます。

(質問)

・避難施設が113箇所から動きがなく、60～70箇所について交渉しているとのことですが、しばらく113箇所で止まっていますので、進捗状況がわかりません。

(市長)

・113箇所の避難施設により13万人以上の収容人数を確保しています。ただし徒歩での避難を想定し、施設の半径1キロとしての計算です。その上で避難困難地区である

大楽毛と星が浦地域の避難場所が確保できていなく、それ以外の地域の収容人数は足りておりますが、冬期間で移動できる距離を半径600mに変更したときに、収容人数が足りているのかというチェックを今行っております。さらに避難困難地域である大楽毛にて避難施設にできるところを提案しているところであり、避難困難地域の解消がクリアできれば、一定程度、お示しすることができると考えております。